

柏市水道部簡易修繕(営繕)業務受注資格審査事務取扱要領

制定 平成21年10月1日

施行 平成21年10月1日

1 趣旨

この要領は、市水道部が発注する簡易な修繕（営繕）業務を受注しようとする者の資格審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において「簡易な修繕（営繕）業務」とは、柏市水道部事務決裁規程に掲げる契約事務の専決事項における各課長が契約できる工事及び修繕に関する契約（設計金額が130万円未満）のうち、50万円未満のものをいう。

3 簡易修繕（営繕）業務受注資格の認定

柏市簡易修繕（営繕）業務受注資格審査事務取扱要領第5条の規定により簡易修繕（営繕）業務受注資格者登録簿に登録された者は、水道事業管理者が資格があると認定した者とみなすものとする。

附則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

